

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出席	副 会 長	加 藤 勘 治	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	委 員	服 部 多惠子	
欠席	委 員	荻 巢 征 夫	
出席	委 員	野 口 隆	
出席	委 員	藤 原 智	
出席	委 員	加 藤 薫	
出席	委 員	水 谷 善 一	
出席	委 員	黒 田 國 昭	
出席	委 員	中 野 英 孝	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	蜂須賀 時 夫	
出席	委 員	伊 藤 幹 雄	
出席	委 員	服 部 勝 明	
出席	委 員	横 井 博 昭	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	立 松 春 雄	
出席	委 員	加 藤 清 治	
出席	委 員	小 林 義 昭	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	三 輪 清 博	
出席	委 員	村 上 守 國	
出席	委 員	野 口 ゆきゑ	
出席	委 員	井 戸 田幸夫	
出席	委 員	安 田 秀 樹	
出席	委 員	佐 藤 武 司	
出席	委 員	古 野 正 史	
出席	委 員	石 垣 謙 治	
出席	委 員	野 田 峯 和	
出席	委 員	堀 田 重 孝	
出席	委 員	服 部 政 良	
出席	委 員	植 田 秀 夫	
出席	委 員	中 島 義 雄	
出席	委 員	伊 藤 宗 雄	
出席	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成23年2月22日（火） 午前9時00分から午前9時52分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員（36人）別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員（1人）別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第35号 農地法第3条関係</p> <p>日程第3 議案第36号 農地法第5条関係</p> <p>日程第4 決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について</p> <p>日程第5 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第6 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第7 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第8 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書</p> <p>日程第9 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第10 報 告 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書 届出状況について</p> <p>日程第11 その他</p> <p>6．農業委員会事務局職員（3人）別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と係長 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p>
事務局長	<p>開会（午前9時00分）</p> <p>皆さんおはよう御座います、定刻になりましたので平成23年2月農業委員会定例会を始めたいと思います。それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。会長さん宜しくをお願いします。</p>
会長	<p>〈会長あいさつ〉</p> <p>それでは、本日の出席者数は37名中36名で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。</p>

審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号 29 番 野田 峯和 委員
議席番号 31 番 堀田 重孝 委員
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 35 号	農地法第 3 条関係	8 件
議案第 36 号	農地法第 5 条関係	10 件
決定第 12 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定 による当委員会の決定について	159 件
専決報告	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	4 件
専決報告	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出	3 件
専決報告	現況証明願	1 件
報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	4 件
報告	農地改良届出書	5 件
報告	愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書 届出状況について	1 件

それでは、議案第 35 号 農地法第 3 条関係 8 件について事務局より説明
をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉

(番号 1 番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、
権利の内容、申請理由を朗読)
(番号 2 番、同項目を同様に朗読)
(番号 3 番、同項目を同様に朗読)
(番号 4 番、同項目を同様に朗読)
(番号 5 番、同項目を同様に朗読) 交換土地につきましては下東川町北山 90-1
でございます。7 番の案件との交換でございます。
(番号 6 番、同項目を同様に朗読)
(番号 7 番、同項目を同様に朗読) 交換の土地につきましては 5 番の土地で
ございます。
(番号 8 番、同項目を同様に朗読)
以上 8 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要
件を全て満たしていると思われれます。 以上です。

会長

只今、議案第35号について事務局より説明をさせていただきましたが、何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第35号 農地法第3条関係8件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定させていただきます。

続いて、事務局から議案第36号 農地法第5条関係 10件の説明を事務局よりお願いします。

事務局

〈事務局説明〉

(番号1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明)立地的に集客が見込まれる為、新店舗を開店するとの計画でございます、店舗床面積は173.56㎡でございます。

(番号2番、同項目を同様に朗読)農振除外案件でございます。

(番号3番、同項目を同様に朗読)現在は実家にて居住しておりますが、手狭な為、分家住宅を建築する計画でございます。祖母と孫の関係になります。

(番号4番、同項目を同様に朗読)農振除外案件でございます。

(番号5番、同項目を同様に朗読)

(番号6番、同項目を同様に朗読)農振除外案件でございます。

(番号7番、同項目を同様に朗読)現在は団地に居住しておりますが、将来を考慮し今回住宅を建築する計画でございます。

(番号8番、同項目を同様に朗読)申請内容は、親子関係で受人は現在は賃貸マンションに居住をしておりますが、将来を考え分家住宅を建築する計画でございます。

(番号9番、同項目を同様に朗読)現在の住宅の土留めが崩れており、今回の申請地にRC擁壁を施工し、住宅の倒壊防止を図る計画でございます。幅は2mでございます。

(番号10番、同項目を同様に朗読)農振除外案件でございます。

以上10件につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われれます。以上です。

会長

議案第36号について何かご意見ご質問ございますか。

22番委員	議案番号1番につきまして、一般的なことについてお尋ねをさせていただきますが、コンビニの開設というのは1年も満たない内に他の業種に変わるケースが非常に多い訳でございます、今回は別としまして農地法5条で許可されました事案について、最低何年初期の目的を維持すべきなのか等々に付きまして、農業委員会で何か指導基準があれば教えていただきたい、これはお店と限らず駐車場等々、第5条の許可事案についてお尋ねをします。
事務局	私ども農業委員会での期間的なものはございません、尚、県の指導に関する期間もございません。
22番委員	指導基準的なものは何も無い、いわゆる書類的に審査をして通れば許可をする形だろうと思いますが、ただ三河地方で悪質な事案が以前発生したケースもございますので、今後の事を考えまして愛西市の農業委員会として指導要領的なもので今後指導していかないと、私の地域でもコンビニを開設して数ヶ月の内に店を閉めて他のお店に変わっている場合もありますので、今後の事を考え指導にあたっていただきたいと思います。何か聞きますと安城とかそちらの方ですと、農業委員会としての指導要綱的なものを設けて処理に当たっていると聞いておりますので、許可して店を開いて即他の店に変わっているのはどうかと思います、やはりそう言った時期に来ているという気がしますので検討材料としていただきたいと思います。
事務局	委員のご意見を参考にさせていただき、少し勉強させて下さい。
11番委員	例えばなのですが、先程22番委員の言われた関係ですが、土地が第三者に渡った場合にその用途としては、転用された関係と同様の用途でしか使ってはいけない様な、その様な事はあるか。
事務局	建築の方で、他の用途に変更する場合は新たに許可を要する事となっていると思われま。
11番委員	農業委員会サイドでは。
事務局	ございません。
会長	今まで許可してきたものもございまして、そう言った事例があれば農業委員会としても少し勉強をしてゆかなければと思っております。
35番委員	今の1番の関係ですが、ここは24時間やられると思いますが、例えば周辺に田があり被害が出た場合には規定等がありますか。
事務局	規定等はありませんが、一応、「転用することによって生ずる付近の、土地、

<p>会長</p>	<p>作物、家畜等の被害の防除施設の概要」に、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任をもって解決しますと申請書に書いてございます。</p> <p>他宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは議案第36号 農地法第5条関係10件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして事務局から 決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 159件の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します、7ページから83ページまでの農地利用集積計画の概要を報告させていただきます。簡単ではございますが、今回の集積計画により農業団体3団体及び24名の個人へ新規・再設定合わせて311筆368,816.36㎡の集積計画となります、新規・再設定の内訳は、新規274筆315,447.36㎡ 再設定37筆53,369㎡でございます。尚、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上簡単ではございますが説明とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>決定第12号159件、非常に簡単に説明をさせていただきましたが、この案件につきましては皆さんそれぞれご理解をいただいていると思いますので、本当に簡単な説明になってしまいましたが、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>22番委員</p>	<p>この農地利用集積計画の議案に対しまして事務的なことについてお尋ねをさせていただきますが、今回のように農業委員会が決定する以前におきまして、各自治体において農地利用集積計画の作成が必要でありますので、当然愛西市の場合においては、農業委員会に提出させるまでの協議過程ですね、いわゆる議案として出てくるまでに行政としてどのような協議がなされるか、基準があれば教えていただきたいとおもいます。それと集積計画を取り纏めますのは農地利用集積円滑化団体ですか、その様な団体がおやりになっておみえになると思いますが、愛西市におきましては円滑化団体は何団体ありますか、もし許されるのであれば教えていただきたいと思います。それと、もう一点ございますが、これに対して助成金が10a当たり2万円交付されると思います、交付金は出し手なのか受け手なのか何処へ交付されるのか、それと例えば円滑化団体に申請をするのに、我々がやっております集団営農組合も何らかの手続きをすれば</p>

	<p>円滑化団体として認められるのか、そういった事もお尋ねします。それと、今の契約期間といいますか有効期間というのは3年6年10年、それぞれの内容が違う訳でございます、法的には5年とっておるような気がします、最低5年、それ以上は話し合いで決まるという事をいっている様な気がしますが、教えていただければと思います。それと、一番問題ではございますが、利用計画について入作的な耕作をされる方が他の地区の方でございますので、周辺の農地利用に悪影響を与えないことが一つの条件に入っているのではと思います、そういった場合に円滑化団体であると思いますが、その地域の農業団体に対して事前協議を私は当然やるべきと思いますが、そういった事はやってられるのか、手続き上あるのかどうかの事を教えていただきたいと思います。以上よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>多々質問があり、まず農地利用集積について定める事項は法にあります、円滑化団体については「あいち海部農協」がございまして、営農組合につきましても円滑化団体になれるのかと言うご質問につきましても、多分成れないと思われまして、調べてまた報告させていただきます。期間につきましても5年とありましたが、3年6年10年と言う形になっております。事前協議につきましても担い手の関係ではと思いますが、今回、個人を含めまして27団体へ利用集積させる訳でございますが、その中で担い手の内、認定農業者の方は17名の方が認定農業者となっております。2万円につきましても、円滑化団体へ入るかと思われまして。</p>
22番委員	<p>農業委員会の事務局の皆様方も、当然行政の職員の一員として担っておみえになる訳でございますので、国が定めた制度に従って我々は動いている訳でございます。例えば交付金等の問題につきましても、知らないと言われるのはどうかという気がします、これは調べておいていただけませんか。それともう一件、いわゆる農業委員会に議案として提出される以前については、実際として何も協議をやっていないという事ですか。</p>
事務局長	<p>先程の農地利用集積事業につきましても、今年度新しく国から実施されております、農地利用円滑化団体による利用集積によりまして2万円が交付されるという事業でございます、今までですと愛西市が受け皿になってそこから交付するとなっておりますが、愛西市を通らない事業でございます、直接農協さんの方へ配分される、農協が円滑化団体になっておりますので、その使い道については市は関与しておりませんので、あくまで円滑化団体と借り受けされた方がどの様な配分をされているかの把握はしておりません。それと先程農地利用集積計画に付きまして事前に市の方で調整がされているかとの質問でございますが、あくまでこの決定する議案につきましても、これが利用集積計画でございます、これを農業委員会で認めていただいて、市にて決定し告示をするという形になっておりますので宜しくをお願いします。</p>

会長	他宜しいでしょうか。
22番委員	<p>もう一点だけ宜しいでしょうか。今、内容が大雑把ではございますが、大体解って来ました。我々の地域におきましては一集落一農場方式で集団営農組合を立ち上げまして農業に携わっておりますので、多分この様な問題につきましては出てこないだろうと思いますが、他の地区の農業者と意見交換をしますと、いわゆるその地区内に他の耕作者が入りますとパイプラインの問題だとか色々な事が発生している訳です。ですから、やはり行政なのか農業委員会なのか分かりませんが、地域には当然農業団体だとか耕地組合、生産団体などの全てが入った一つの団体がありますので、そういった所へ相談を持ちかけていただければという気がするのですが、聞いておりますと事実、事前にその様な話は農協からも行政からも何も来ていない、いきなり耕作に入って来るという事を聞いている訳でございますので、今後は、地域の方が一生懸命農業に携わっている、その中で不安が生じる様なあり方は、僕は良くないと思います。こう言った事に付きまして一つ前向きに検討を願いませんか、これは農業委員会より行政の方だと思いますがお願いしたいと思います。それと先程の事務の流れの中で円滑化団体を取り纏め等を行っている事はよく理解しました。只、市町村が当然左右していると読めて仕方がない、愛西市の場合は関与していないとの言い方をしておられますが、事務の流れの中では当然行政機関が事前に集積関係について審査するなり協議すべきと私は理解しております、これについても他の地区の農業委員会、あるいは県の方へ一度勉強をしていただけないか、それを要望しておきます。</p>
35番委員	<p>関連で、今、事務局長が言われた1反2万円がベースですが、予算の中で大きな規模のところには国が一定の予算を付ける話があるのですが、その案だとか、今国会の中で大規模農家に対する補助について分かっている範囲でもよろしいがお聞かせ願いたい、例えば面積だとか。</p>
事務局長	<p>まだ情報及び資料が手元に来ておりませんので。</p>
35番委員	<p>分かりましたらお願いします。</p>
会長	<p>この12号に対しては、ここで皆さんがお認めをいただければ私どもは市の方へ答申をさせていただくという案件でございますので、宜しくお願いします。</p> <p>他宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので市へ答申をさせていただきますので宜しくお願いします。

続きまして、

専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・	4件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・	3件
専決報告	現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
報 告	農地法第18条第6項の規定による通知書・・・	4件
報 告	農地改良届出書・・・・・・・・	5件
報 告	愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書 届出状況について・・・	1件

について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から4番の届出者住所氏名・届出地・面積)権利の種類は1番から3番までが所有権相続、4番が時効取得でございます。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)

(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考を朗読説明)現地を確認させていただき平成23年1月26日に証明をさせていただきました。

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)

(報告 農地改良届出書 1番から5番の届出者住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間、備考(目的・搬入計画・盛土高)を朗読説明)

(報告 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書届出状況について選挙区・男・女・合計・定数を朗読、登録基準日から名簿の確定期日までの作業内容を朗読説明)

<p>会長</p>	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか、それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので、可決承認をさせていただきました。</p> <p>それでは、その他に入らせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立田地区 農地パトロール報告を服部多恵子委員よりお願いします。
<p>1 番委員</p>	<p>〈農地パトロール報告〉</p>
<p>会長</p>	<p>事務局より報告事項があれば。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今月の農地パトロール 2月25日(金) 午後1時30分から 八開農業管理センター 土地利用調整室に集合</p> <p>次回農地パトロール佐織地区 3月25日(金) 予定しております。</p> <p>次回農業委員会 3月22日(火) 午前9時 立田庁舎 第一会議室</p> <p>「農業委員会だより 第7号」について、編集委員さんのご尽力により、「農業委員会だより 第7号」が出来上がり、皆様方に1部配布させていただきます。3月広報と同時に全戸配布させていただきますので宜しくお願いします。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>「農業委員会だより」編集委員長より、今回の「農業委員会だより」発行に関する内容の報告。</p>
<p>事務局長</p>	<p>愛知県農業会議及び全国農業会議所より文書が来ております、内容は日永会長さんよりお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>〈会長より「TPP交渉参加反対1千万人署名全国運動」署名活動の内容、</p>

趣旨、回収方法について説明》

その他宜しいですか。

(発言なし)

これをもちまして、定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

閉 会 (午前9時52分)

平成23年2月22日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号29番委員 野 田 峯 和

議事録署名者

議席番号31番委員 堀 田 重 孝

--	--